

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

はじめに

洲本市の人口の推移は、総人口は年々減少傾向にあるが、75歳までの人口推計値によれば2030年まで増加すると予測されています。

2045年の人口は、2020年と比較すると14,800人減少し、26,369人となり、高齢者の人口割合は47.1%となり、兵庫県38.9%、全国36.8%と比べ高い割合となり、2.1人に1人が高齢者であると予測されます。

このような超高齢化社会の中で、センターでは会員の増強を図り、高齢者の多様なニーズに応じた雇用・就業機会の確保に努め、請負・委任による就業機会の拡大や労働者派遣事業の積極的な推進とともに高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進により、活力ある地域社会づくりへの貢献がますます重要となっております。

当センターでは、令和6年度における目標と取り組む具体的事業の方向性を定め、センターの基本理念であります「自主・自立、協働・共助」を基に会員・役職員が一丸となって事業の推進に取り組めます。

1 事業目標

令和6年度は、社会経済情勢及び前年度までの取り組み状況を踏まえ、以下のような事業目標に基づき事業を展開します。

- ① インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症について、引き続き感染防止対策の徹底を図りながら事業を実施していきます。
- ② 会員一人ひとりの安全意識の高揚を図り、「事故ゼロ」を目指す取り組みを継続します。
- ③ 人口減少が続いていることから、会員の増加は厳しく、現状の会員が働ける環境を整備し、就業率の向上を図ります。
- ④ 高齢者雇用安定法の改正により、令和3年（2021年）4月から、事業主に対して「65歳までの雇用確保（義務）」と「70歳までの就業確保（努力義務）」が求められることになりましたが、これに伴い、新規加入者年齢の上昇が予想されています。また、会員の平均年齢の上昇とも相まって、身体的な負担の少ない事務仕事を希望される会員が増加するなど、会員の求める仕事にも変化が生じています。

このような会員ニーズの変化や意欲・能力に応じた多様な開拓を行うことで、会員の満足度の向上が図られるように、取り組みを進めていきます。

- ⑤ 高齢化や核家族化等の影響により、移動が困難になったり、買い物や日常生活に支障を来すようになったりする者が増加するなど、社会は変化を続けています。持続的で社会に求められるシルバー人材センターであり続けるために、社会・経済情勢や会員のニーズに対応できる、柔軟な組織体制の構築や人材の育成を図っていきます。

2 高齢者の就業に関する情報の収集と提供及び就業機会の開拓と提供

なお続く厳しい社会環境の下、国・県・市・兵庫県シルバー人材センター協会ほか関係団体及び民間事業所等との連携を密にしつつ、就業に関する情報を収集し、会員に対する就業機会の開拓と提供に努めます。

地方自治法施行令で自治体はシルバー人材センターと随意契約を締結することができるかとされていることが形骸化しつつあることから、法の趣旨を再確認し、自治体に対し、受注機会の拡大を働きかけます。

3 高齢者の就業に関する調査及び研究

研修会・交流会・視察等を通じて情報の交換・研究・調査を行い、事業の発展充実に努めます。

4 高齢者に対する就業相談の実施

実績はないが、(公社)兵庫県シルバー人材センター協会が実施する有料職業紹介事業の実施事業所として、高齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用を希望する高齢者に、職業紹介事業を実施します。

5 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就業機会の確保及び提供

ハローワーク、自治体、団体等の連携は、就業開拓の有力な手立てとなるので積極的に連携を進めます。

また、高齢者就業相談業務を推進することで就業機会の確保及び提供を図るため、洲本市介護福祉課主催の就労支援検討会等へ出席、シルバー人材センターの案内と会員募集について呼びかけます。

6 安全・適正就業の推進

会員の健康保持と就業中の事故や就業途上の交通事故防止に努めます。

については、会報による重篤事故を含め事故「ゼロ」の啓発、熱中症、蜂刺されをはじめ事故に対する防止対策意識の周知を図ります。また、安全・適正就業員会による事業計画に基づき、年2回以上の安全・適正就業

パトロールを実施します。

適正就業については、ガイドラインに基づき、ローテーション就業やワークシェアリングにより法令順守による就業の提供を行い、安全運転については、兵庫県公安委員会主催の安全運転管理者講習への参加、当シルバー人材センター管理の車を運転する者については、道路交通法規則の改正により義務化されたことに伴い、アルコール検知器を用いての酒気帯び確認、また、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務とされたことにより自転車を利用する会員等に呼びかけていきます。

7 一般労働者派遣事業（シルバー派遣事業）

（公社）兵庫県シルバー人材センター協会が実施する一般労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の実施事業所として、高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用を希望する高年齢者にシルバー派遣事業を実施します。

派遣事業については、現在実施している請負業務内容を考察のうえ、派遣業務への変更も検討します。

8 会員の相互扶助等事業

会員の自主的な共働・共助の精神に基づき、福祉の向上と親睦を図る一環として親睦会の活動を積極的にする中で、会員親睦旅行、ボランティア活動などの行事を模索し実施します。

9 事業推進計画の着実な推進

（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

- ア 会員数の拡大と就業開拓
- イ 就業率の向上
- ウ 契約件数、契約金額の増
- エ 安全・適正就業の徹底

10 公益社団法人としての事業の実施

定時総会、理事会、監事監査、その他各種会議を行い、また、会計処理の適正化を図るために公認会計士により関係書類等の適切な確認を受けます。

11 事務所移転について

現在の事務所は、経年劣化等により著しく痛んでおり、現在の耐震

基準も満たしていないことから、平成29年度には屋根等の修繕、また、令和5年度には懸念していた県道側の屋根であります。突風により剥落し、応急処置を施し、急場を凌いでいる状況であります。

さらには、近年の異常気象による大雨で、事務所前の市道冠水も頻繁に起こり、事務所への出入りにも苦慮しているところでもあります。

また、近い将来、発生するであろうと予想されている東南海地震にも備えるため事務所移転は喫緊の課題と捉えております。

センターが、会員、地域の高齢者にとって魅力ある存在になるためにも高齢者の就業上の拠点機能を持つ必要があります。

このことから引き続き、市当局への要望も続けてまいります。

12 その他

インボイス制度が始まり、配分金に含まれる消費税の税額控除が出来なくなり、新たな負担がセンターに発生し、シルバー人材センターも対応に苦慮しています。

さらに、フリーランス保護新法が施行されると、会員に対し配分金額や仕事の内容、完成の時期等を明示した契約内容を書面や電子データでの交付が義務化され、発注者・会員・センターの果たすべき役割や責務の明確化が求められ、契約方法の見直しが必要となります。

このようにセンターを取り巻く環境が大きく変わろうとしているなか、役職員及び会員が一丸となり、国、県の進める施策に注視し、また、他のシルバー人材センターの動向も注視しながら配分金の引き上げ、事務費の引き上げ等を検討しながら、財政の健全化、会員の増強、就業開拓等の取り組みを進め事業運営に取り組めます。